

国立大学法人九州工業大学教職員組合大会代議員選出に関する細則

第1条（目的）本細則は、国立大学法人九州工業大学教職員組合規約第9条第5項に基づいて、大会の代議員及び補欠代議員を選出するための選挙（以下、代議員選挙と呼ぶ）に関する規則を定めるものである。

第2条（代議員選挙）代議員及び補欠代議員の選出は代議員選挙区内のすべての組合員の直接無記名投票によって行う。

- 2 各選挙区内の組合員数の半数以上の投票によって、前項の選挙は成立する。
- 3 組合役員以外のすべての組合員は、代議員選挙に自由に立候補できる。
- 4 代議員選挙は選挙管理委員会が管理する。

第3条（代議員の決定）代議員選挙で、代議員への立候補者数が定数と等しいかそれより少ない場合には信任投票とし、投票総数の半数以上の信任票を得た人が代議員となる。

- 2 立候補者数が定数を越える場合には、定数以内の数の候補者に信任印を付す投票とし、投票総数の半数以上の信任票を得た人の中から、信任票の多い人の順に定数まで代議員に決定する。但し、信任票同数のため決め難い場合には同数得票者間の抽選で順位を決める。
- 3 前項において、投票総数の半数以上の信任票を得た人のうち代議員定数を越えた順位の人は、補欠代議員となる。

第4条（補欠代議員の決定と順位）前条第3項で規定した人は得票順に該当選挙区の補欠代議員となる。但し、信任票同数のため決め難い場合には同数得票者間の抽選で順位を決める。

- 2 代議員選挙で補欠代議員への立候補者がある場合には個々の補欠代議員立候補者への信任投票とし、投票総数の半数以上の信任票を得た人が補欠代議員となる。補欠の順位は信任票の得票順とする。但し、この信任票同数のため決め難い場合には同数得票者間の抽選で順位を決める。
- 3 第1項に該当する補欠代議員がいる場合には、その補欠代議員が第2項該当補欠代議員より上位の順位に位置する。

第5条（代議員選出定数の基準と選挙区の設定）代議員1名当たりの有権者数の基準を10名とする。

- 2 執行委員会は、前項の基準を四捨五入計算の範囲で満たすように、代議員選挙区の分け方とそこからの選出数を決め、選挙管理委員会の承認を得て決定する。但し組合組織運営上やむを得ないと判断される場合には、この基準を満たさない選挙区割りも認められる。この判断は選挙管理委員会の承認で発行する。
- 3 補欠代議員の定数は各選挙区の代議員定数と同じとする。

第6条（代議員の任期）代議員の任期は、代議員選挙で決定された日から始まり、次期定期大会の

ための代議員が選出されるまでの期間とする。

- 2 定期大会の間に臨時大会が開かれた場合には、その期間の代議員がその構成員となる。

第7条（代議員の資格喪失と代議員交代）代議員としての任期の途中であっても次の各号に該当する場合には代議員の資格を失う。

①組合員でなくなったとき

②組合役員に就任したとき

③長期療養を要する疥気、長期海外出張、その他、やむを得ない理由で代議員としての任務を果たせないときで、本人が選挙管理委員会に申し出て選挙管理委員会が認めた場合

- 2 代議員の資格を失う人が出た場合、当該選出区の順位が上位の補欠代議員が代議員になる。

第8条（代議員補充選挙）定期大会の間に臨時大会が開かれる場合であって代議員に欠員があるときには、その欠員が生じている選挙区に限り、欠員数を定数とする代議員補充選挙を行う。この補充選挙には補欠代議員選挙も含める。

- 2 補充選挙で選ばれた代議員の任期は次期定期大会のための代議員が選出されるまでの期間とする。

第9条（施行）本細則の施行日は 2004 年 7 月 1 日とする。

第10条（付則）本細則が制定された後これに則って初めての代議員選挙が行われるまでの期間は、本細則が制定される前に選ばれていた代議員及び補欠代議員が組合規約に定められた任務を実行する。

(別表) 選出代議員数の基準

戸畑・若松地区

	組合員数	選挙区	代議員定数
教育職員	22	戸畑・若松 1 区	2
技術職員	16	戸畑・若松 2 区	2
事務職員	0		
パートタイム職員	1		

飯塚地区

	組合員数	選挙区	代議員定数
教育職員	13	飯塚 1 区	1
技術職員	8	飯塚 2 区	1
事務職員	0		
パートタイム職員	0		

別表「選出代議員数の基準」制定日

- (1) 2004 年 5 月末の組合員数を基準にして 2004 年 6 月 1 日に制定
- (2) 2005 年 4 月末の組合員数を基準にして 2005 年 5 月 20 日に改正
- (3) 2006 年 4 月末の組合員数を基準にして 2006 年 5 月 19 日に改正
- (4) 2007 年 4 月末の組合員数を基準にして 2007 年 5 月 18 日に改正
- (5) 2011 年 5 月末の組合員数を基準にして 2011 年 6 月 30 日に改正
- (6) 2017 年 5 月末の組合員数を基準にして 2017 年 6 月 30 日に改正
- (7) 2022 年 4 月末の組合員数を基準にして 2022 年 5 月 9日に改正